

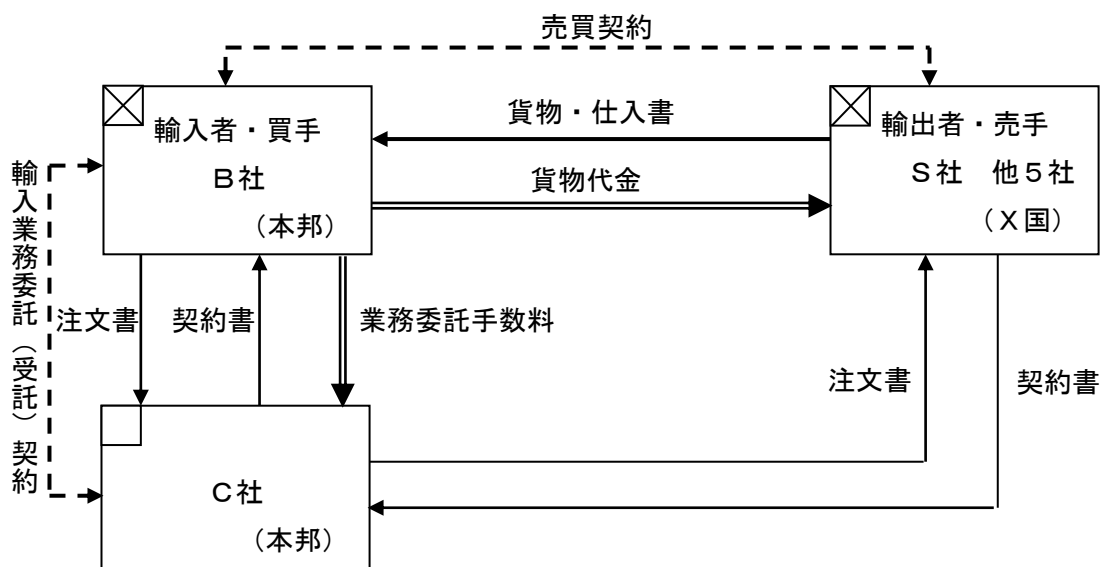
## 輸入貨物に係る関税評価上の取扱い等に関する照会

買手が輸入業務受託者に支払う手数料について

照 会											
照 会 内 容 等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">① 輸入貨物の品名</td> <td>木材製品（税表分類：第 44 類）</td> </tr> <tr> <td>② 照会の趣旨</td> <td>輸入業務委託（受託）契約に基づき支払われる手数料が輸入貨物の課税価格に算入されるか否かについて照会するものです。</td> </tr> <tr> <td>③ 取引の概要及び関税評価に関する照会者の見解とその理由</td> <td>別紙 1 のとおり。</td> </tr> <tr> <td>④ 関係する法令条項等</td> <td>関税定率法第 4 条第 1 項第 2 号イ</td> </tr> <tr> <td>⑤ 添付書類</td> <td>照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料</td> </tr> </table>	① 輸入貨物の品名	木材製品（税表分類：第 44 類）	② 照会の趣旨	輸入業務委託（受託）契約に基づき支払われる手数料が輸入貨物の課税価格に算入されるか否かについて照会するものです。	③ 取引の概要及び関税評価に関する照会者の見解とその理由	別紙 1 のとおり。	④ 関係する法令条項等	関税定率法第 4 条第 1 項第 2 号イ	⑤ 添付書類	照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料
① 輸入貨物の品名	木材製品（税表分類：第 44 類）										
② 照会の趣旨	輸入業務委託（受託）契約に基づき支払われる手数料が輸入貨物の課税価格に算入されるか否かについて照会するものです。										
③ 取引の概要及び関税評価に関する照会者の見解とその理由	別紙 1 のとおり。										
④ 関係する法令条項等	関税定率法第 4 条第 1 項第 2 号イ										
⑤ 添付書類	照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料										

回 答			
回答年月日	平成 28 年 7 月 22 日	回答者	大阪税関業務部首席関税評価官
回 答 内 容	<p>別紙 2 のとおり。 ただし、次のことを申し添えます。</p> <p>(1) 回答内容は、あくまで照会に係る事実関係を前提としたものであり、具体的な事例において異なる事実がある場合や新たな事実が生じた場合には、回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。</p> <p>(2) 回答内容は、税関としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではありませんのでご注意ください。</p>		

## 1. 取引形態図



## 2. 取引概要

(1) 輸入者であるB社（以下「買手」という。）は、X国所在の輸出者S社他5社（以下「売手」という。）から CFR 条件にて木材製品（以下「本件輸入貨物」という。）を継続的に輸入します。売手と買手の間に特殊関係はなく、両者は、自ら輸入貨物の品質、数量、価格、納期等を取り決め、数量不足、事故等の危険を負担することとされています。また、買手と売手は、包括的な売買契約書を締結してはいませんが、買手の注文に従って売手が発行する契約書を両者が承諾（サイン）することをもって、売買契約が成立することを取り決めています。

(2) 買手は、上記輸入取引にあたり、C社との間に「輸入業務委託（受託）契約」（以下「本契約」という。）を結び、買手と売手との間で交わされた売買契約に基づく輸入取引において、輸入買付業務を委託し手数料を支払います。なお、C社は、売手及び買手のいずれとも特殊関係にありません。

(3) 本契約により、C社が行う具体的な業務は以下のとおりです。

## ① 買手と売手との間で取り交わされる発注書・契約書等の文書の翻訳及び転送

C社は買手から受けた注文書を翻訳し、売手に送付します。売手はその注文に応じると契約書を発行します。C社は売買契約成立まで、買手の窓口となり業務を行います。

## ② 買手と売手との間で行われる交渉の際の通訳及び伝令

## ③ 本件輸入貨物の輸送スケジュールの確認

買手が指示する輸送スケジュールを売手に伝え、その回答についての翻訳及び買手への伝達を行います。

## ④ 関連する業界全体の情報収集及びその報告

買手から、定期的な業務の報告義務は課されていないものの、C社自身で輸入業務を行っていることから、現地に赴き新規売手の開拓等を買手のために行うことがあります。

### ⑤ 輸入業務に関する助言

(4) 売買契約上、本件輸入貨物の保険の加入については買手の任意とされており、海上運送中及び荷役作業中に生じた商品の破損、汚濁、紛失、盗難、遅延に関するクレームについては、買手自身が海運会社、保険会社及び荷役会社等と直接協議するため、C社は関与する義務を負いません。

(5) 売手により一方的に行われるキャンセルや不良品発生等の契約不履行が生じた場合、C社は、買手に代わり問題解決のために努力しますが、C社の責任の範囲は、本契約において取り決められた手数料の総額を超えないこととされています。

これは、売手が材料調達に失敗したこと等が原因で生産不能に陥り、一方的に契約をキャンセルし、取引が成立しないケースを想定したもので、この場合、C社は、それまでに費やした通信費や翻訳・通訳の手数料を買手に請求しないことにより責任を果たしたものとし、このキャンセルにより買手が被った損害について責任を負うことはありません。

(6) 本契約においては、買手は売手との取引に際しては必ずC社に業務委託を行うこととし、C社以外の業者に業務委託した場合やC社を排して取引を行った場合、買手はC社に違約金を支払うこととされています。

一方で、本契約ではC社は売手からは手数料を受領しないことを謳っており、これに違反した場合、C社は買手に違約金を支払うこととされています。

(7) 本契約に基づく手数料については、貨物の種類に応じた率により計算された額を、買手からC社に支払うこととされています。

### 3. 関税評価に関する照会者の見解

C社が行う業務は、専ら買手に代わり行うものであるため、買手がC社に支払う手数料は関税定率法第4条第1項第2号イにいう「買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるもの」に該当するものと考えます。

【回答内容】

買手が本契約に基づきC社に支払う手数料は、関税定率法第4条第1項第2号イに規定する「仲介料その他の手数料（買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるものを除く。）」の「買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるもの」に該当することから、輸入貨物の課税価格に算入されません。

【理由】

1. 輸入貨物に係る輸入取引に関し買手により負担される手数料又は費用のうち、「仲介料その他の手数料（買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるものを除く。）」については課税価格に算入する旨規定されています（関税定率法第4条第1項第2号イ）。

また、仲介料その他の手数料とは、輸入取引に関して業務を行う者に対し買手が支払う手数料をいい、このうち、「買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として買手により支払われる手数料（以下「買付手数料」という。）」以外のものは、課税価格に算入するとされています（関税定率法基本通達4-9(1)）。

さらに、買付手数料に該当するか否かの判断は、契約書等における名称のみによるものではなく、手数料を受領する者が輸入取引において果たしている役割及び提供している役務の性質を考慮して行うものとし、具体的には以下のイからハまでによるとされています（関税定率法基本通達4-9(3)）。

イ 手数料を受領する者が「買付けに関し買手を代理して当該買付けに係る業務を行う者」であることが、買付委託契約書等の文書により明らかであること

この場合において、「買付けに関し買手を代理して当該買付けに係る業務を行う者」とは、買手の管理の下で、買手の計算と危険負担により(イ)から(ニ)までのような業務を行う者をいう。ただし、当該手数料を受領する者が一の輸入取引に関し売手と買手の双方を代理している場合には、当該手数料は買付手数料には該当せず、課税価格に算入する手数料となる。

(イ) 契約の成立までの業務

(ロ) 商品の引渡しに関する業務

(ハ) 決済の代行に関する業務

(ニ) その他

ロ 手数料を受領する者が買付けに関し買手を代理して当該買付けに係る業務を実際に行っているという実態の存在が文書や記録その他の資料により確認できること

ハ 税関の要請がある場合には、売手と買手との間の売買契約書、輸入貨物の売手（製造者等）が買手にあて作成した仕入書等を提示することが可能であること

2. 本件取引においては、

(1) 上記イについて、本契約により買手から委託されているC社が行う業務の内容は、買手の円滑な輸入業務を補佐するための業務であり、具体的には、本契約においてC社は買手と売手との間で取り交わされる発注書・契約書等の文書の翻訳及び転送、並びに交渉の際の通訳の他、本件輸入貨物の輸送スケジュールの確認並びに関連する業界全体の情報収集及びその報告、輸入業務に関する助言を行うこととされています。よって、C社は「買付けに関し買手を代理して当該買付けに係る業務を行う者」であることが文書により明らかとされています。

(2) 上記ロについて、C社は買手との本契約に基づき、買手から委託された業務を行っています。その業務について買手からC社に対し定期的な報告の義務は課していないものの、売買契約の成立からその後の輸入スケジュールの伝達まで、買手がC社の活動内容について把握することは可能であり、税関においては買手から提出される文書により、C社が買付けに関し買手を代理して当該買付けに係る業務を実際に行っていることの確認はできるものと解されます。

(3) 上記ハについて、買手の注文を受けて売手が発行した個別の売買契約書を両者が承諾（サイン）することにより、売買契約が成立することが取り決められており、個別の売買契約書、及び、売手が買手にあて作成した仕入書等を税関の要請に応じて提示することは可能であると認められます。

3. 以上のことから、C社は「買付けに関し買手を代理して当該買付けに係る業務を行う者」であり、買手が本契約に基づきC社に支払う手数料は、関税定率法第4条第1項第2号イに規定する「仲介料その他の手数料（買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるものを除く。）」の「買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるもの」に該当することから、輸入貨物の課税価格に算入されません。